

福山市における振動規制法に基づく振動の規制地域，規制基準等

1998年（平成10年）3月27日

福山市告示第73号

改正

2001年（平成13年）3月19日福山市告示第88号

2003年（平成15年）2月 3日福山市告示第14号

2003年（平成15年）3月27日福山市告示第124号

2018年（平成30年）2月16日福山市告示第59号

振動規制法（昭和51年法律第64号。以下「法」という。）第3条第1項及び第4条第1項並びに振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号。以下「規則」という。）別表第1の付表第1号並びに別表第2の備考第1項及び第2項の規定に基づき，福山市における振動規制法に基づく振動の規制地域，規制基準等を次のとおり定め，1998年（平成10年）4月1日より適用する。

（規制地域）

第1条 法第3条第1項の規定により市長の指定する地域は，別表のとおりとする。

（特定工場等における規制基準）

第2条 法第4条第1項の規制基準は，次の表のとおりとする。

区域の区分	時間の区分	許容限度
第1種区域	昼間	60デシベル
	夜間	55デシベル
第2種区域	昼間	65デシベル
	夜間	60デシベル

備考 この表において「昼間」とは午前7時から午後7時までを，「夜間」とは午後7時から翌日の午前7時までをいう。

（経過措置）

第3条 特定工場等（特定施設の設置の工事を行っている工場又は事業場を含む。以下同じ。）について適用される前条の規制基準に変更があった場合において，従前に適用されていた許容限度の値が新たに適用される許容限度の値を超えるものであるときは，当該特定工場等に係る許容限度の値は，前条の規定にかかわらず，当該変更の日から1年間（法第6条第1項第3号から第5号までに掲げる事項の変更に係る工事の開始の日以降の期間を除く。）は，当該従前に適用されていた許容限度の値とする。

(特定建設に係る振動の規制に関する区域)

第4条 規則別表第1の付表第1号の規定により市長の指定する区域は、次の表のとおりとする。

区 分	区 域 の 範 囲
規則別表第1の付表第1号イからハマまでに該当する区域	福山市における騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等(1998年福山市告示第72号)別表(以下「告示別表」という。)の区域の区分が第1種区域、第2種区域及び第3種区域の項に掲げる地域
規則別表第1の付表第1号ニに該当する区域	告示別表の第4種区域の項に掲げる地域であって学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に規定する幼保連携型認定こども園、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院及び診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)、図書館法(昭和25年法律第118号)に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートル以内の区域

(道路交通振動の限度に関する区域及び時間)

第5条 規則別表第2の備考第1項の規定により市長の定める区域は、別表のとおりとする。

2 規則別表第2の備考第2項の規定により市長の定める時間は、次のとおりとする。

- (1) 昼間とは、午前7時から午後7時までとする。
- (2) 夜間とは、午後7時から翌日の午前7時までとする。

別表(第1条、第5条関係)

別表区域の区分	区 域 の 範 囲
第1種区域	告示別表の区域の区分が第1種区域及び第2種区域の項に掲げる地域
第2種区域	告示別表の区域の区分が第3種区域及び第4種区域の項に掲げる地域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する工業専用地域を除く。)